

小田原市公共建築工事積算基準

令和 8 年 8 月 版

小田原市

小田原市公共建築工事積算基準

1 目 的

この基準は、小田原市の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資する事を目的とする。

2 積算基準

積算基準については、次に定めるもののほか、神奈川県ホームページ掲載事項、神奈川県土整備局建築工事積算要綱(令和元年7月版)(以下「県積算要綱」という。)及び神奈川県土整備局建築工事積算要領(令和8年7月版)(以下「県積算要領」という。)を準用する。

ただし、「県土整備局解体工事積算基準(建物・工作物等)」を除く。

3 共通費の算定

- (1) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる **T(工期)** は、工事概要説明事項書に明示するものとする。

この値 **T** は、工期の始期から工期末までの日数を 30 日/月にて除し、小数点以下第 2 位を四捨五入して 1 位止めとし、算出する。ただし、未着手である準備期間(施設使用及び機械製作による準備期間等)がある場合は、工期より当該期間を除くものとする。

- (2) 建築工事と電気設備工事、機械設備工事等のいずれかを一括して発注する際に、主たる工事の定めにより共通費を算定する場合は、工事概要説明事項書に明示するものとする。
- (3) 前払金支出割合による一般管理費等の補正は行わないものとする。
- (4) 建築工事における単独発注工事(解体工事、防水工事、塗装工事など、仮設工事以外は単独業者で施工可能なもの(小規模の付帯工事が含まれるものを含む。))の共通費率は、内訳書備考欄による数値とする。

4 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については、「県積算要綱」及び「県積算要領」によるものとし、原則、「県土整備局建築工事主要資材単価」及び「県土整備局建築工事標準・市場単価」を用いる。採用号等の情報は、工事案件ごとに工事概要説明事項書に明示するものとする。

上記によらない場合は、工事案件ごとに工事概要説明事項書等に明示するものとする。

5 その他

改修工事における執務状態の区分(全館無人あるいは執務並行)については、工事概要説明事項書に明示するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年(2025 年) 5 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、令和 8 年(2026 年) 5 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、令和 8 年(2026 年) 8 月 1 日から施行する。